

京都市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年4月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 3 号

京都市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「の配当等」を削り、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第2号中「土地の譲渡等」を「土地等」に、「事業所得及び雑所得」を「事業所得等」に改め、同条第5号中「株式等の譲渡」を「一般株式等」に、「事業所得、譲渡所得及び雑所得」を「譲渡所得等」に改め、同条第6号中「事業所得、譲渡所得及び雑所得」を「雑所得等」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額

第3号様式注以外の部分中「土地の譲渡等」を「土地等」に、「事業所得及び雑所得」を「事業所得等」に、

「

株式等の譲渡に係る 事業所得、譲渡所得 及び雑所得		
---------------------------------	--	--

を

」

「

一般株式等に係る譲 渡所得等		
上場株式等に係る譲 渡所得等		

に、「の配当等に係る配当所

」

得」を「に係る配当所得等」に、「先物取引に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得」を「先物取引に係る雑所得等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総合企画局総合政策室)